

熊本市スポーツ振興基金実施要綱

制定	平成12年	4月	1日市長決裁
改正	平成13年	4月	1日市長決裁
	平成19年	4月	1日市長決裁
	平成20年	10月	1日市長決裁
	平成24年	4月	1日スポーツ振興課長決裁
	平成24年	8月31日	スポーツ振興課長決裁
	令和2年（2020年）	2月6日	スポーツ振興課長決裁
	令和3年（2021年）	10月	1日市長決裁
	令和6年（2024年）	4月1日	スポーツ振興課長決裁

（趣 旨）

第1条 この要綱は、熊本市スポーツ振興基金条例（平成12年条例第18号。）第7条及び第8条の規定に基づき、熊本市スポーツ振興基金運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営、熊本市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（事 業）

第2条 この基金の対象となる事業等は、次の各号に定めるものとし、個別には第3条以下において定める。

- (1) 顕彰
- (2) 大会出場激励
- (3) 大会招致及び開催支援
- (4) スポーツの普及及び啓発
- (5) 前各号に掲げるほか、市長が適当と認める場合

（顕 彰）

第3条 全国規模以上の大会において優秀な成績を収め、本市と関係の深い個人または団体で、次の各号に該当する者に熊本市スポーツ奨励賞を贈ることができる。

- (1) オリンピック・パラリンピック（以下「オリ・パラ」という。）に出場した者で、メダリスト以外の者
- (2) オリ・パラを除く国際大会において、上位に入賞し、かつ将来が期待される者
- (3) 全国大会において、2年連続して優勝またはこれに準じた成績を挙げ、かつ将来が期待されている者
- (4) 卓越した指導により、全国規模以上の大会において、優秀な成績を収めるような選手を輩出し、引き続き本市スポーツ振興に寄与することが期待される指導者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に適当と認める者

2 長年にわたり、本市スポーツ振興に顕著な功績が認められる者を熊本市スポーツ功労者表彰することができる。

3 オリ・パラのメダリスト等本市のスポーツ振興及びスポーツを通じて本市のイメージア

ップに特に顕著な功績を残した者で、市長が特に必要と認める者を熊本市スポーツ特別功
労者表彰することができる。

4 前各項の表彰の他に、市長が特に必要と認める者を表彰することができる。

5 表彰は、賞状及び副賞を授与することにより行う。

(大会出場激励)

第4条 全国規模以上の大会に出場し、本市のイメージアップに貢献するような活躍が期待
される、本市と関係の深い個人又は団体に激励金を支給することができる。

(大会招致及び開催支援)

第5条 全国規模の大会を招致し、本市スポーツ振興に資する様な大会の招致及び開催の
支援を行うことができる。

(スポーツの普及及び啓発)

第6条 スポーツの普及及び啓発に関して顕著な活動を行う個人又は団体に対して、その
活動への支援を行うことができる。

(協議会の組織)

第7条 協議会の委員は（以下「委員」という。）は、7名以内とし、次に掲げる者のうちか
ら、市長が委嘱する。

(1) スポーツに関し学識経験を有する者

(2) スポーツ関係団体の役職員

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨
げない

3 委員は職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会には、委員の互選により会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行
する。

(会 議)

第9条 協議会は会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところ
による。

4 会長は緊急の必要があり協議会を招集する時間的余裕がない場合、その他やむを得ない
理由のある場合は議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって会議
に代えることができる。第3項の規定はこの場合について準用する。

(運営協議会の庶務)

第10条 基金に関する庶務は、熊本市スポーツ振興課において処理する。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。